

空き家で損をしないために。

- ◆**令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。**
相続した土地・建物の相続登記がお済みでない方は、速やかに手続きしましょう。
- ◆**いずれ空き家になるなら、備えを。**
実家の相続、施設への入所など、よくある理由で空き家は発生します。将来どうするか、あらかじめ家族で相談しておきましょう。
- ◆**使う予定がある空き家は、管理を。**
空き家は正しく管理しないと、たちまち劣化します。理想的な管理の目安は、外観点検や換気は月1回以上、草刈りは年3回程度です。
大雨や台風、地震の後にも点検をしましょう。
- ◆**使う予定のない空き家は、処分を。**
将来使う予定がないなら、売却や賃貸も検討しましょう。劣化が進むほど、地域に空き家が増えるほど、処分が難しくなります。

空き家の管理は所有者の責任です。所有者には法律で、適切に維持管理する責任が定められています。

ご一読
ください

『損する空き家・損しない空家
～空き家発生予防のための23箇条～』
ひょうご住まいづくり協議会



多可町ふるさと納税
空家管理サービス
(外観目視点検)



※この案内は、多可町空家等対策計画に基づき、すべての方の固定資産税納税通知書に同封しています。

地域のために利活用を

空き家バンク

窓口 株式会社多可町地域商社 RAKU
住所 多可町八千代区中野間363-14
営業 火～日(9時～17時) ※年末年始除く
電話 0795-37-0699
E-mail info@raku-taka.com



多可町の
定住支援
サイト



令和5年度
成約18件
空き家
バンク
滞り前に
登録を



困った空き家の相談は。
多可町定住推進課 空き家担当
電話 0795-32-4776
E-mail teijyu@town.taka.lg.jp